

安保法廃止の運動は、

まだまだこれから！

弁護士 中川 匡亮

安倍政権による立憲主義の破壊

2015年9月19日未明に、国民・議員の反対の声を押し切って、集団的自衛権の行使を可能とする安保法案が参議院で可決されました。

安倍政権は、「我が国を取り巻く安全保障情勢が変わった」とのマジックワードだけを先行させ、「どう変わったのか?」「(変わったとして)なぜ集団的自衛権が必要なのか?」との問いには一切答えないうままにこの法案を成立させました。

それだけではなく、与党側推薦の憲法学者も含むほとんど全ての憲法学者が、集団的自衛権の行使は憲法9条に違反する旨の見解を示しており、元最高裁判長官までもが同趣旨の発言をしている中で、法案を強行採決したのです。

憲法に違反する法案を成立させるのであれば、憲法改正が必要です。しかし、安倍政権は、このルールを公然と無視し、違憲であることが明白なこの法案を憲法改正なしに成立させたのです。これは、「憲法によって国家権力を制約し、暴走を防ぐ」という立憲主義のルールの破壊に他なりません。

安保法案反対運動の意義

安保法案の国会審議中、国会前や全国各地で、多くの市民が、デモ等を行って反対運動を行ってきました。とりわけ、SEALDsをはじめとする若者の立ち上がりは、大きな注目を集めました。愛知県弁護士会も、3度に亘る集会を開き、市民と共に集団的自衛権反対の声を上げました。当事務所も、街頭宣伝や学習会への講師派遣を行ってきました。

こうした反対の運動は、安保法案が成立したからといって、無駄になっただけでは決してありません。政府は、「実際に集団的自衛権を行使しようとするれば、これまで以上の反対に遇うに違いない」と考えるでしょう。このことは、安保法制発動に対する抑止力になります。私達の反対運動は、確実に平和に貢献しています。

ですから、私達は、今後も、反対の声を上げ続けることにより、政府に、「国民はのど元過ぎれば熱さを忘れるんだ」などとは思わせないようにしなくてはなりません。私がこのようなことを書くまでもなく、法案成立後も、全国各地、そして名古屋の地でも、安保法廃止を求めるデモが行われています。この流れを今後も絶やさず、そして拡大していくことが大切だと思います。

今後の心構え

これまで、国民は、「安保法案強行採決阻止!」のスローガンの下に結集していましたが、今後は、どのように目標を設定していくべきでしょうか。考え方は様々あり得るでしょうが、当面、「安保法廃止立法を成立させること」、「安保法を実際に発動させないこと」の2点を目標に掲げるべきではないかと思えます。

前者は、私達の投票を通じて、安保法制廃止を掲げる政党・議員に政権を取ってもらうという運動につながります。後者は、今後も安保法制反対の声を上げ続け、政府が安保法制を発動することを阻止する運動につながります。

最後に

フランスで痛ましいテロが起こりました。テロ行為が許されない行為であることは当然ですが、日本も、後方支援と称してアメリカの行うシリアへの空爆に参加をしていたと仮定すれば、この度のテロは、フランスではなく、日本で起こっていたかもしれせん。そのような危機意識を共有することが大切ではないかと思えます。

安保法反対の運動は、第二ラウンドに入りました。当事務所も、今後も反対の声を上げ、講師派遣も続けていきます。これからも平和のために一致団結していきましょう。

安保関連法案の廃案を求める署名へのご協力のお礼と「戦争法の廃止を求める統一署名」のお願い

当事務所は昨年の事務所ニュース夏号に安保法案の廃案と集団的自衛権行使の違憲立法に反対する2種類の署名を同封してご協力をお願いしましたが、**750名**の方々から各**3700筆**に上る署名をお寄せいただきました。

ご協力いただいた皆様に心からのお礼を申し上げます。

安保関連法案(戦争法案)は国会運営のルールを無視した与党の数の横暴で「成立」させられてしまいましたが、日本を海外で戦争できる国へと大転換させる憲法違反の戦後最悪の法律であり、立憲主義、民主主義を破壊する暴挙を絶対に許すことはできません。

このたび戦争法案反対で一致する広範な団体が結集して国民的な運動を担ってきた「戦争させない、9条壊すな!総がかり行動実行委員会」が2000万人を目標に「戦争法の廃止を求める統一署名」のとりくみを始めました。

当事務所も新たな署名のとりくみに賛同し、署名用紙を同封させていただきました。署名の集約日は今年の4月25日となっています。署名用紙が足りない場合はインターネットからもダウンロードができます(<http://sogakari.com>)。是非ご家族や友人・知人の方にお声をかけていただき、一人でも多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

